

※退職された方または70歳以上の方は、新規加入はできません。

生命共済

病気や事故による死亡・障害を保障。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報(12頁〜))を必ずお読みください。

特長

- ① 最高保障額は2,000万円です。(61歳未満の場合)
- ② 契約年齢は最高79歳です。(ご契約には一定の条件と制限があります。)
- ③ 若い方や働き盛りの中年層の方等にも加入しやすい掛金体系です。
- ④ 掛金は生命保険料控除の対象となります。
- ⑤ 特約なしで障害も保障します。

ご契約いただける方

契約者(本人)およびその配偶者で

① 61歳未満	最高40口	2,000万円
② 61歳以上66歳未満	最高10口	500万円
③ 66歳以上70歳未満	最高6口	300万円
④ 70歳以上79歳以下	最高3口	150万円

(注)すでに生命共済に加入されている方は退職時に5年以上の継続加入実績がある場合、退職後も契約更新ができます。

(注)退職者は新規加入できません。

(注)70歳以上は新規加入できません。

ご契約期間

7月1日～6月30日までの1年間です。

契約期間の途中からのご契約できます。

途中契約の効力発生日は以下のとおりです。

- ① 現金納入の場合 … 掛金お支払い日の翌日午前0時から
- ② 郵便払込の場合 … 払込消印日の翌日午前0時から
- ③ 賃金控除および自振 … 控除月の翌月1日午前0時(月払い)の場合から

※退職された方は、賃金控除はできません。

こんな時に共済金をお支払いします



被共済者の死亡



被共済者の障害
(1～4級)

1～2級は国民年金法、3～4級は厚生年金保険法の障害認定基準を適用

別表 指定する病気

○新生物(白血病を含む) ○脳血管疾患 ○胃潰瘍、十二指腸潰瘍 ○糖尿病 ○肝臓病 ○腎炎、ネフローゼ(人工腎臓透析者を含む) ○心疾患(高血圧症については医師の指示により薬を常用している方) ○精神障害(アルコール中毒、薬物中毒を含む) ○その他、交運共済生協の指定する病気(人工臓器類を使用している方)

※病名の解釈について疑問のあるときは、最寄りの交運共済生協までお問い合わせください。

ご契約の条件

無条件でご契約いただける方

下記①～③のすべてに該当する方は、無条件で新規契約または更新時に増口ができます。

- ① ご契約時点で、入院・休業していない方。
 - ② 過去5年間に、〈別表〉「指定する病気」にかかったことがない方。
 - ③ 過去3年間に、〈別表〉「指定する病気」以外の傷病にかかったことがない方。
- ※1年間に4日以内の入院・休業であれば、無条件でご契約いただけます。
※契約申し込み以降、契約締結時(初めての契約の効力発生日。以下同様)までに、下記ご契約できない方の①～③のいずれかに該当した場合、契約は無効となります。

条件付(健康告知付)でご契約いただける方

下記①～④のいずれかに該当する方は、申込書に現症あるいは既往症の告知をすると、条件付(健康告知付)で最高4口までご契約いただけます。

- ① ご契約時点で、〈別表〉「指定する病気」以外の傷病で医師にかかっている方。
- ② 過去1年間に、〈別表〉「指定する病気」以外の傷病で入院または休業が5日以上30日未満の方。
- ③ 〈別表〉「指定する病気」以外の傷病にかかり、治ゆして1年以上3年未満の方。(治ゆして3年以上たっている方は、無条件で加入できます。)

※上記③は、30日以上入院または休業をした場合をさします。

- ④ 〈別表〉「指定する病気」にかかったことがあり、治ゆして3年以上5年未満の方。(5年以上たっている方は、無条件で加入できます。)

※契約申し込み以降、効力発生日までに①～④のいずれかに該当した場合、条件付(健康告知付)で4口以内のご契約となります。

※ご契約に際し、医師による資格審査はありません。上記の条件については、契約後、告知内容と事実が異なっていた場合は、無資格とさせていただきます。

ご契約できない方

下記①～③のいずれかに該当する方は、新規契約または増口ができません。

- ① 〈別表〉「指定する病気」に、現在かかっている方および治ゆして3年以内の方。
- ② 〈別表〉「指定する病気」以外の傷病で、現在入院中または休業中の方。
- ③ 過去1年間に、傷病による入院・休業が通算して30日以上の方。

ご契約・更新時の注意点について

● 加入時・更新時の注意点

- (1)すでに退職している方および70歳以上の方は新規加入ができません。
- (2)健康状態により、加入できない場合や契約口数に制限を設ける場合があります。また、年齢により、加入限度口数が異なります。
- (3)ご契約期間の途中で口数を変更することはできません。口数を変更する場合は7月1日のみとなります。
- (4)更新時に口数を増やす場合は、健康告知が必要となり、健康状態により増口できない場合があります。
- (5)70歳以上の方は、69歳の契約満了時の口数を限度にご契約いただけます。ただし、3口を限度とします。
- (6)70歳以上のご契約は限度口数内であっても増口できません。ただし、減口は可能です。

● 配偶者の加入・更新について

- (1)組合員本人がご契約されていない場合、配偶者のご契約はできません。ただし、組合員本人が健康状態により契約できない場合、配偶者のみのご契約は可能です。
- (2)組合員本人の契約満了、死亡および障害1級・2級が給付決定された場合、配偶者契約は5年間継続されていれば、79歳まで継続加入いただけます。

● 退職後の利用について

- (1)退職後に新規で加入することはできません。ただし、組合員本人がすでに加入している場合、配偶者は新規で加入いただけます。

保障内容

契約	死亡	障害			
		1級	2級	3級	4級
1口	50万円	50万円	30万円	12万円	3万円
～40口	2,000万円	2,000万円	1,200万円	480万円	120万円

最高保障額
2,000万円の
大型保障です!
(61歳未満)

若年層は、
加入しやすい掛金と
なっています!

年齢群団別掛金額(1口あたり)男・女別

年齢群団別	生年月日	男性1口あたりの掛金			女性1口あたりの掛金		
		月払い	半年払い	年払い	月払い	半年払い	年払い
～ 24歳	平成 9.7.2 ～	47円	282円	564円	25円	150円	300円
25歳 ～ 29歳	平成 4.7.2 ～ 平成 9.7.1	48円	288円	576円	28円	168円	336円
30歳 ～ 34歳	昭和62.7.2 ～ 平成 4.7.1	54円	324円	648円	32円	192円	384円
35歳 ～ 39歳	昭和57.7.2 ～ 昭和62.7.1	70円	420円	840円	42円	252円	504円
40歳 ～ 44歳	昭和52.7.2 ～ 昭和57.7.1	100円	600円	1,200円	55円	330円	660円
45歳 ～ 49歳	昭和47.7.2 ～ 昭和52.7.1	143円	858円	1,716円	76円	456円	912円
50歳 ～ 54歳	昭和42.7.2 ～ 昭和47.7.1	216円	1,296円	2,592円	106円	636円	1,272円
55歳 ～ 59歳	昭和37.7.2 ～ 昭和42.7.1	322円	1,932円	3,864円	140円	840円	1,680円
60歳 ～ 64歳	昭和32.7.2 ～ 昭和37.7.1	485円	2,910円	5,820円	194円	1,164円	2,328円
65歳 ～ 69歳	昭和27.7.2 ～ 昭和32.7.1	694円	4,164円	8,328円	278円	1,668円	3,336円

年齢	男性1口あたりの掛金			女性1口あたりの掛金		
	月払い	半年払い	年払い	月払い	半年払い	年払い
70歳	880円	5,280円	10,560円	362円	2,172円	4,344円
71歳	966円	5,796円	11,592円	399円	2,394円	4,788円
72歳	1,065円	6,390円	12,780円	440円	2,640円	5,280円
73歳	1,181円	7,086円	14,172円	488円	2,928円	5,856円
74歳	1,317円	7,902円	15,804円	544円	3,246円	6,528円
75歳	1,471円	8,826円	17,652円	612円	3,672円	7,344円
76歳	1,642円	9,852円	19,704円	689円	4,134円	8,268円
77歳	1,832円	10,992円	21,984円	776円	4,656円	9,312円
78歳	2,043円	12,258円	24,516円	875円	5,250円	10,500円
79歳	2,275円	13,650円	27,300円	987円	5,922円	11,844円

※退職者の方・70歳以上の方は新規に加入できません。

手頃な掛金で確かな安心!

◎若年層・中年層・女性が加入しやすい掛金です!

《ご契約例》ご夫婦それぞれ500万円保障の場合

本人 28歳(男性)、配偶者 24歳(女性)で
それぞれ10口加入の場合

	月払い	半年払い	年払い
本人	480円	2,880円	5,760円
配偶者	250円	1,500円	3,000円

本人 40歳(男性)、配偶者 36歳(女性)で
それぞれ10口加入の場合

	月払い	半年払い	年払い
本人	1,000円	6,000円	12,000円
配偶者	420円	2,520円	5,040円

共済金をお支払いできない場合(免責)

- (1) 共済事由の発生が共済金受取人または被共済者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 共済金受取人または被共済者の犯罪行為によって共済事由が発生し、この組合が共済金の支払いを適当でないと認めたとき
- (3) 戦争、その他の変乱によるとき
- (4) 共済契約の発効日以前に発生していた傷病により、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したとき
- (5) 健康告知の条件付で共済契約した被共済者が、その傷病と因果関係のある病気が原因で、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したとき
- (6) 共済契約の発効日すでに身体障害状態にある場合、その障害による共済事由が発生したとき
- (7) 新生物(ガン)以外で健康告知の条件付で共済契約した被共済者が、共済の発効日から3年以内に新生物(ガン)により死亡したとき